

口座名義人コード変更申出書 記載要領

◎申出書を提出していただく方

関税等のリアルタイム口座振替方式（ダイレクト方式）による納付に係る指定預金口座（以下「NACCS 指定口座」という）を利用する輸出入者・通関業者・船会社・船舶代理店の方が、NACCS 指定口座の口座名義人コードを変更する場合に本申出書を提出いただく必要があります。

また、税関発給コードを NACCS 指定口座の口座名義人コードとしてシステムに登録している輸出入者の方が JASTPRO コードにより NACCS 指定口座を利用する場合は、必ず本申出書を提出して下さい。

◎記載要領

(1) 上段右の欄

(申出者)

- ①会社名：口座名義人の会社名を記入してください。
- ②事業所名（営業所名）：本申出書をご記入いただく事業所名（営業所名）を記入してください。
- ③所在地：当該事業所（営業所）の所在地を記入してください。
- ④担当者名：本申出書を記入していただく担当者名を記入してください。
- ⑤E-mail：申込者のメールアドレスを記入してください。
- ⑥電話番号：当該事業所（営業所）の電話番号を記入してください。

(提出者)

- ⑦会社名・郵便番号・所在地・E-mail・電話番号：提出者が申出者と異なる場合に提出者の会社名、郵便番号、所在地、E-mail、電話番号を記入してください。

(2) 口座情報

NACCS 指定口座の「銀行識別コード」「支店番号」「口座番号」を「-（ハイフン）、空欄」を詰めて 14 桁以内の右詰で続けて記入してください。

(3) 法人番号、輸出入者コードまたは利用者コード（口座名義人）

① 変更前のコード

(2) の口座名義人の変更前の法人番号（13 桁または 17 桁）、JASTPRO コード（12 桁）または税関発給コード（12 桁または 17 桁）あるいは NACCS 利用者コード（5 桁）を左詰めで記入してください。

② 変更後のコード

(2) の口座名義人の変更後の法人番号（13 桁または 17 桁）、JASTPRO コード（12 桁）または税関発給コード（12 桁または 17 桁）あるいは NACCS 利用者コード（5 桁）を左詰めで記入してください。

- (注) 1. 税関発給コードへの変更については、税関への確認を行う場合がありますので、NACCS に反映されるまで 2 週間程度を要しますが、システムへの登録が完了した場合、口座名義人に「口座名義人コード変更完了通知書」を郵送します。
2. 変更前の輸出入者コードまたは利用者コードで口座複数利用可能者登録をしている場合は、本申出と同時に口座複数利用可能者の削除の申出を行う必要があります。

※ 印の欄は当センターで記入しますので、記入不要です。